

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続を1月4日から2月2日まで実施し、14名の方から25件の意見がありました。受け付けた意見の要約と市の考え方をお知らせします。

No.	受け付けた意見（要約）	市の考え方
1	答申に「前期の実績と市民による考察」が無い。よって、この答申を受けての計画案は、思慮に欠けており容認できない。実感は絵に描いた餅！	第五次羽村市長期総合計画における取り組みや市民ワークショップなどにおける市民意見聴取の結果などについては、別途「第六次羽村市長期総合計画基礎調査報告書」を作成し、公表しています。 長期総合計画審議会では、この基礎調査報告書の内容を踏まえて審議を行っていただいております。
2	「前期の実績と市民による考察が無い」ので、進歩が感じられない。五次の個別計画は妥当だったか。目標は適切だったか。実績は粗く評価して良しとするのか。実績が不十分だった時の反省点は何か。これらを認識する必要がある。	No.1の回答のとおりです。
3	自治体としての大きな基本が示されていない。 ①羽村市の運営は法律により定める（憲法第92条） ②羽村市の基本は住民の福祉増進である（地方自治法第1条の2） ③地域の秩序維持のため法律や規則を遵守する（常識なので法律にない） ④弱者（老人、身体不自由者、無職者）への配慮の項目	第六次羽村市長期総合計画は、日本国憲法や地方自治法をはじめ、地方公共団体の組織及び運営に関する事項などを定める関係法令に基づき策定しています。
4	羽村市の位置づけ項目が無い。ここは東京都の郊外であり、都心の如き高層住宅や広すぎる道路、密集住宅、人の密集、畑の宅地化等を望まない姿勢の明記が必要。	第六次羽村市長期総合計画は、羽村市全域を計画区域として策定しています。羽村市の位置と地勢などについては、8ページの「2. 羽村市の概要」に記載しています。
5	災害等への備えが必要。例えば、多摩川の上流ダム決潰が何年位考慮不要か、決潰したら市内の被害はどのように推定されるのかに関する専門家見解が付属書に欲しい。関東大地震の状況や想定される地震被害の推測、横田基地の飛行機墜落の可能性、長期停電の可能性、火災、犯罪など、災害関連についてどれ位の安全性があるかの専門家見解を付属書に望む。	市では、長期総合計画を最上位の計画として、長期総合計画に紐づく個別計画等を策定しています。 災害対策の分野では、立川断層帯地震や多摩直下地震の被害想定を踏まえた震災対策のほか、風水害対策・航空事故対策などをまとめた「羽村市地域防災計画」を国や東京都をはじめとする関係機関・関係団

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

		<p>体等の意見を取り入れ、策定しています。また、令和3年度には、国土強靱化基本法を根拠法とし、自然災害全般を対象として「起きてはならない最悪の事態を回避するため、発災前（平常時）に実施する施策を定める「羽村市国土強靱化地域計画」を策定することとしています。</p> <p>第六次羽村市長期総合計画の策定では、これらの個別計画等を踏まえつつ、災害や犯罪などから、私たちの暮らしを守ることができるまちを目指し、コンセプトの一つに「暮らしを守る」を掲げ、さまざまな取組みを推進していくこととしています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、一つのご意見として承ります。</p>
6	職員の学力水準が低い。優秀人材入庁の目標が欲しい。	<p>第六次羽村市長期総合計画では、自治体運営の方針に、施策1新たな時代に順応した行政サービスの提供、取組みの方向性3職員の育成・活用を位置付けています。</p> <p>職員一人ひとりが、ホスピタリティの高い心のこもった市民サービスを提供できるよう、取り組んでいくこととしています。</p>
7	市民・事業者・市行政の連携が必要であるが、一番自立が求められる（区画整理関係の）市行政は違法とズルだらけ。市行政の正常化は、市長への手紙、請願、異議、裁判等を調査して対処すべし。	<p>いただいたご意見につきましては、一つのご意見として承ります。</p>
8	市民委員の定員5名に5人が応募し、1人が理由無く落とされたと5年前に聞いている。こんな市行政がけがれ無き運営をできるとは期待できない。	<p>本計画案に記載している内容に関するご意見ではないため、市の考えを付すことはできません。</p>
9	計画外の内容は他資料とし、103頁を（方針だから）10頁位に圧縮すべし。	<p>いただいたご意見につきましては、一つのご意見として承ります。</p>

第六次羽村市長長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

<p>10</p>	<p>羽村駅西口土地区画整理事業に関して意見を述べます。</p> <p>【結論】</p> <p>当初からこの事業に反対でしたが、この期に及んでは、これ以上の悪影響を避けるため取り合えず現状で凍結し、橋本市長の当選時の志を指針として第三者委員会に諮問し、その答申と当選時の志をもとに計画を立て直して下さい。</p> <p>改めて記しますが、無条件での第三者委員会への諮問には、橋本市長の志が活かないと思うので反対です。</p> <p>【背景】</p> <p>羽村とは、昭和45年4月から在勤・在住で関係しており、本事業に関して当初から聞き及んでいましたが、その当初から、「この事業は土台無理な話で実行など有り得ない」と安心していました。</p> <p>その理由は、約42haの土地に約1,000棟の家があると聞き、単純計算で土地と家の並びを正方形にして見ると、約650m×650mの土地に約32棟×32棟が並ぶ、詰まり、約20m間隔で家が碁盤の目状に約1,000棟並ぶと分かり、この家を「全部入れ替える」のが今やろうとしている「区画整理」であると確認し、土台無理な話だと判断した訳です。</p> <p>ところが過去2代の首長は、一部の受益者だけを忖度したのか、反対や懸念を示す市民の声は無視して事業を進めて来ました。</p> <p>その結果、事業に反対する住民から提訴され、当然の如く敗れたのですが、有ろうことか控訴と3回目の計画変更という悪あがきをし、それらに業を煮やした羽村市民は「事業の検証」を掲げて立ち上がった橋本新市長を誕生させたのです。</p> <p>然し、昨年12月市議会での一議員の質問、「令和5年度迄、前市長の方針通り工事を進めるのはおかしい」に対する橋本市長の答弁（要約）「事業への理解者・協力者・交渉中の皆さんに不利益を生じない様…」は不公平ではないでしょうか。この事業に反対してきた市民は既に、不要で多大な時間的・経済的・精神的な不利益を被っている筈です。</p>	<p>羽村駅西口土地区画整理事業については、令和4年度に今後の最適な進め方を導き出すことを目的として、学識経験者等による検証会議を設置し、意見聴取を行い、その意見を参考として市の方向性を導き出していくこととしています。</p> <p>また、令和4年度は、令和2年度から5年度の業務委託契約の事業範囲内において、効率的に事業を進めていくこととしています。</p> <p>なお、基本計画は、基本構想に掲げた将来のまちの姿を実現するため、計画期間内に市が進める施策ごとの取組みの方向性を定めるものであり、個別事業については、毎年度策定する実施計画に位置付けていくこととしています。</p>
<p>11</p>	<p>【羽村駅西口土地区画整理事業について】</p> <p>まずは今すぐ全部ストップです。</p>	<p>No. 10の回答のとおりです。</p>
<p>12</p>	<p>駅前整備が第一です。市民が使う場所ですし、観光客も使う場所ですから。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、事業の検証など、今後の取組みを推進していく際の一つのご意見として承ります。</p>

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

13	<p>駅近くにこんな広い空き地があるところはずないでしょうから。そこで、URのような市営の賃貸住宅を作ってはどうか。6～7階建で1つの建物に2世帯用・家族用（大小）・1人用（ワンルーム）とつくるのです。そしてそのまわりを整備していく（国立に良い例があります）。この辺りの一軒家も後何年かしたら皆空き家になるでしょう。これからは、持家でなく賃貸の時代になると思います。住み替えも簡単でしょうし。そうすれば、人口も増えますし、将来市の財政も豊かになるのではないのでしょうか。</p> <p>橋本市長さん頑張って下さい！</p>	<p>いただいたご意見につきましては、事業の検証など、今後の取組みを推進していく際の一つのご意見として承ります。</p>
14	<p>住民、地権者の合意のないまま、バブル期の計画は時代錯誤。未知のウイルスで世界、日本の経済も混迷している今、住民にとって、区画整理は、二重、三重の『苦画整理』。住民にとっての生活、羽村市財政の破綻を招きかねない。</p>	<p>No. 10 の回答のとおりです。</p>
15	<p>P62「快適な都市環境が整うまち」の「快適で生活しやすい環境の整備」のひとつとして、「土地区画整理事業などにより、多くの人々が利用する駅周辺や都市計画道路などの都市基盤施設の整備・更新に取り組みます」とあり、P63「快適な都市環境が整うまち」と取組みの方向性2には、「公共施設の機能充実」とあり、合わせて関連する主な計画の一つとして、「羽村駅西口土地区画整理事業 事業計画」とあります。</p> <p>「快適な都市環境が整うまち」の手法として、羽村駅西口土地区画整理事業は適さない。</p> <p>[理由]</p> <p>①羽村駅西口区画整理の該当地域は、<u>多くの住宅がある既成住宅地</u>です。駅を中心に多摩川に向かう河岸段丘面で、<u>生活機能に適した放射線状の歴史的な道路（鎌倉街道、牛坂通り、寺坂、一中通りなど）が整備され、上下水道も完備</u>しており、現在が「快適で生活しやすい環境」の地域です。</p> <p>西口区画整理は、<u>多摩川と崖線で途切れる地域に最大幅 40m の広すぎる都市計画道路や基盤の目の道路網</u>、そして区域の<u>道路率を 30%にするという無駄で無謀なバブル時の計画</u>のため快適性や地域の歴史的景観や特性を破壊してしまう事業です。</p> <p>②道路面積を確保するため、既成住宅地の宅地等から<u>平均 22%の土地を無償提供（減歩）</u>させることは、住民の掛けがえのない<u>生活スペースを奪うばかりか、家々の貴重な庭が焼失し、多くの緑を失います</u>。また家々が密集するため延焼の</p>	<p>No. 10 の回答のとおりです。</p>

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

	<p>危険性が増すなど住環境の悪化を招きます。</p> <p>③本地区は上下水道も完備した良好な住宅地です。街並みを大規模に変える区画整理を行う必要はありません。現道を活かし、区域の1割（約4万㎡）の面積を占める先行取得地を利用して、<u>地域の良さを把握することなく、また住民に苦痛や負担の少ない修復型の整備が妥当</u>です。</p> <p>④羽村駅西口区画整理事業の問題性は大きく、即刻中止すべき事業です。本事業は田畑で行う区画整理と違い、既成市街地の区画整理のため、<u>平均22%の土地の無償提供（減歩）や事業の最後でなければ額が分からない清算金の聴収。そして換地が他の地権者の土地に重なるなど問題が多く、家屋の移転のために仮住まいや2度の引越や再築など、あまりにも権利者への負担が大きすぎる「人権侵害の事業」と言えます。</u>また、世界的にCO2排出抑制が叫ばれる中、約1,000軒もの家屋を移転・取り壊す、スクラップ&ビルドの旧態依然とした環境破壊型の事業は即刻中止すべきです。</p>	
16	<p>P83「相互の連携・協力による、災害に強いまち」に関連する主な計画の一つとして、「羽村駅西口土地区画整理事業 事業計画」とありますが、全く真逆で、人間関係を破壊する事業です。</p> <p>[理由]</p> <p>①1,000戸の家屋を移転したり、最大幅40mの都市計画道路や区域の道路率を現在の約2倍の30%にするというバブル時の計画図面のため、<u>都市計画決定前に区域住民過半数の「反対署名」が2度も提出されるなど、多くの住民が住環境を守るため反対の意思表示をしました。</u></p> <p>しかし羽村市は、「<u>本事業に住民合意はいらない。</u>」と述べ手続きを進めたため、<u>今まで仲良く暮らしていた地域住民が賛成・反対に分けられ、コミュニティは破壊されました。</u></p> <p>②区画整理事業は買収と違い「<u>面の整備</u>」のため、個人の願望（良い位置に換地したい。道路付けを良くしたい等）が発生し、<u>地域の権利者間で影響を及ぼし合うため、賛成・反対が複雑にからみ合いコミュニティは破壊されました。</u></p> <p>③区画整理事業は、<u>換地の位置や減歩、清算金において、誰かがよくなれば誰かが悪くなるという相対関係が発生する特殊な事業ですが、個人情報</u>を理由に<u>多くの情報が開示されないため住民間に疑心暗鬼が生まれ、一層コミュニティの破壊を招きました。</u></p>	No.10の回答のとおりです。

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

<p>④羽村駅西口区画整理事業地域は、<u>既成市街地のため換地が他の宅地に重なります。そのため、換地移転で「どく・どかない」で、住民間に軋轢を生み人間関係を破壊してしまいます。特に事業自体に合意が得られていないため、その弊害は顕著に表れています。</u></p> <p>その上、<u>羽村市は事業自体に合意が得られていない中で、「集団移転」手法を使い、同調圧力を利用して強行しているため、人権侵害の事業となっています。</u></p> <p>⑤区画整理で賛成や反対に分けられただけでなく、仲良く暮らしていた近隣住民が、<u>換地による家屋の移転でばらばらになりコミュニティが破壊されます。特に羽村駅西口区画整理事業は飛び換地が多く、また最大幅 40mの都市計画道路等も計画されているため、地域が大きく分断されコミュニティが破壊されます。</u></p> <p>⑥本地域は、今から 4,000 年～5,000 年前の縄文中期の遺跡が今も出土（祭祀跡や釣り手土器・敷石遺跡 4 基等）する地盤の安定した地域です。<u>それを基盤の目に沿って盛り土・切り土で造成することは、長い年月の中で培われた地盤を人為的に変えることとなるため、必要性がないばかりか安定性を欠き危険性が増します。</u></p> <p>⑦平成 31 年 2 月 22 日、東京地方裁判所は、<u>羽村駅西口土地区画整理事業に「違法・取消」の判決を下しました（原告 121 名）。</u></p> <p>羽村駅西口区画整理地域は上下水道も完備しており、何不自由ない地域です。<u>地域の歴史的な環境や市財政を破壊してしまう事業は、ひとたび凍結して住民と市が話し合い、今ある街並みを生かし、住民や市財政に負担のない、そしてコミュニティが破壊されない「まちづくり」を行うべきです。</u></p>	
--	--

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

<p>17</p>	<p>土地区画整理事業は住民の土地・お金を取り上げて行う事業です。よって羽村市が行うような、行政が施工者となる土地区画整理事業は、住民への説明や理解は絶対条件です。</p> <p>しかし羽村駅西口土地区画整理事業は事業開始の段階から、ほとんどの住民には何も知らせず、一部の地権者・市職員・議員が巧みに裏で談合を重ね、嘘とごまかしで進めてきました。</p> <p>羽村市は平成4年7月に「3点合意」を得たと、住民と議会を騙して事業をスタートし、それからも反対住民の意見を無視し続けて、今日に至っています。</p> <p>この四世紀半の間、私達反対住民は地獄のような生活を送られてきました。「愛する羽村が嫌い」になりつつあります。羽村市の、この責任は計り知れないほど大きいものです。</p> <p>昨年の市長選で、現橋本市長は「羽村駅西口土地区画整理事業の検証」を掲げて当選しました。この事業には「資金計画、環境破壊、市の進め方、住民負担など」多くの問題が含まれています。羽村市に於かれましては多方面から、市民目線での「検証」をしっかりと行うことを望みます。</p> <p>羽村市は、これまで「羽村市長期総合計画」という言葉を盾にして、この事業の問題点を顧みることをせず、今まで慢心してきました。</p> <p>よって「第6次羽村市長期総合計画」より「区画整理」という言葉を削除し、住民に寄り添った「まちづくり」を行うよう切に要望します。</p>	<p>No. 10 の回答のとおりです。</p>
<p>18</p>	<p>私は、第六次羽村市長期総合計画（案）に反対します。</p> <p>理由は、長期総合計画（案）の「取組みの方向性」や「関連する主な事業」として羽村駅西口土地区画整理事業が取り上げられているからです。</p> <p>私は、羽村市に住んで60年になります。当時は駅のホームも上り下り別々に線路を跨いで電車に乗り、井戸も排水溝も各自で掘りました。昭和50年の頃になり上下水道もでき、これは生活に必要な進化だと思いました。</p> <p>しかし今、羽村駅西口区画整理事業は、それを壊しています。必要以上に道路を広くするために大切な「鎌倉街道」を壊し、そして、まだ充分住める私たちの大切な家を壊し、仮住まいのために2度も引っ越しさせ、移転させようとしています。</p> <p>その上、清算金の徴収額も事業の最後にしか判らないとい</p>	<p>No. 10 の回答のとおりです。</p>

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

	<p>う、住民を馬鹿にした事業です。</p> <p>毎日、区画整理のことばかり頭にあり、気がおかしくなりそうです。</p> <p>納得していない区画整理事業のための遺跡発掘現場の目隠しの布を毎日見ている身になってください。辛いです。</p> <p><u>歴史的で暮らしやすい環境を壊し、住民を苦しめる羽村駅西口土地区画整理事業の削除を求めます。</u></p>	
19	<p>第6次羽村市長期総合計画案には、羽村駅西口区画整理事業が良いことのように書かれていますが、羽村駅西口区画整理事業の換地は区画整理法の照応の原則も守られていません。</p> <p>例えば、私は東南側が道路で日照に満足し、この家を買いました。ところが換地は北側が道路となり、3方が民地に囲まれ日当たりが悪くなります。</p> <p>大切な家を壊し、悪い条件の土地に移転させられ、清算金も取られる計画のため日々悩み苦しい生活をしています。</p> <p>住民の住環境を悪くし、住民を苦しめるような事業は良い事業ではありません。認められません。</p>	No. 10 の回答のとおりです。
20	<p>「第6次羽村市長期総合計画」に「羽村駅西口土地区画整理事業」を入れてはいけません。</p> <p>[理由]</p> <p>1. 私は選挙によって区画整理審議委員に選ばれています。土地や家屋といった重要な財産の取り扱いを審議する区画整理審議会です。しかし区画整理部は、<u>審議委員である私にさえも、換地の公平性・妥当性を確認できる資料の閲覧を許しません。換地の公平性も妥当性も審議委員にはわからないのです。</u>このようなシステムのまま事業を進めています。「羽村駅西口土地区画整理事業」は換地の公平性・妥当性が確認されない事業なので、長期総合計画に盛り込むべきではありません。</p> <p>2. 東京地方裁判所から2019年2月22日「市が予定する支出は非現実的で、計画は違法だ」と指摘され、市の事業計画を取り消す判決を受けています。控訴中であっても、違法の判決を受ける様な事業を長期総合計画に盛り込むのは正常な行政ではありません。長期総合計画に「羽村駅西口土地区画整理事業」を盛り込んではいけません。</p> <p>3. 「羽村駅西口土地区画整理事業」は、「三点合意のねつ造」、「区画整理の文言のないアンケートで拡大した地域を</p>	No. 10 の回答のとおりです。

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

賛成多数」とした「合意のねつ造」で始まっています。その後、嘘を嘘で塗り固め、不都合な情報は非公開として隠蔽し、事業を強行しています。虚偽に始まる事業を長期総合計画に盛り込むことはいけないことです。現に「三点合意」を証明できるものは在りません。（1996年8月TBS報道特集で本事業が放映。「3点合意はなかった」の証言あり）

参考：「三点合意」平成4年（1992年）7月11日

- ・市と西口対策協議会（前反対派）が会合
市はこの会合の席で下記の「三点合意」がされたと主張。

1. 区画整理基軸の整備
2. 区域拡大
3. まちづくり委員会の設置

「区画整理の説明のないアンケート」

平成4年（1992年）8月

- ・市は、拡大した地域に区画整理の説明も区画整理以外の選択肢もない誘導的なアンケートを実施し、62.5%が賛成しているとした。

4. 「羽村駅西口土地区画整理事業」の計画図は、無造作に方眼の道路で仕切り、よりよいまちになる図面ではありません。この計画図の通り街づくりしてほしくありません。「羽村駅西口土地区画整理事業」を撤回して、市民の望む街づくりを考え直していくべきです。

- ①河岸段丘を生かした道路設計がされていない。
- ②必要性の感じられない、むしろ横断が困難になる40m幅の巨大道路を計画している。
- ③道路率が異常に高い。
- ④放射状に伸びる道路が消滅して不便になる。
- ⑤鎌倉街道や縄文遺跡、大石氏館跡など、歴史遺産を保存する姿勢が全く無い。
- ⑥「街づくり」なのに公に住民の意見を取り入れることをせず、押しつけの計画図である。

5. 「羽村駅西口土地区画整理事業」は推進する側の意見ばかり重視して計画し、進めています。区画整理事業を一部の人の意見で進めてはいけません。このような「羽村駅西口土地区画整理事業」を長期総合計画に盛り込んではいけません。

「土地権利者の会」は区画整理を推進するための会として発足・運営されており、市から補助金を得ている。その他の土

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

	<p>地権利者は住民の意見を取り入れる組織がなく、意見を伝える機会がほとんどありません。市は意見がないと賛同したものと見なして判断する姿勢があり、賛同以外の意見が受け入れられていません。</p> <p>6. 区画整理手法は、換地先が空かないと移転できない手法です。最初の仮換地指定は羽村駅西口駅前で2008年2月19日でした。駅前で仮住まいした方は換地先が空く見通しが立たずに、今も換地先に移転できていません。仮住まいは長い方で15年を迎えようとしているのではないのでしょうか。このような先の見えない長い仮住まいを生む区画整理手法を長期総合計画に盛り込んではいけません。</p>	
<p>21</p>	<p>嘘は区画整理の始まり</p> <p>市長が『まちなみ』で言う「だれもが安心・安全・快適に暮らしてゆけるように・・・」という表現は、新都市建設公社が作ったパンフレットにもありました。西口住民に減歩・仮り住まい・移転・清算金等の高負担を納得させるためのマヤカシの言葉です。</p> <p>我が家に接した道路は「狭くて消防自動車が道路に入れない」と言われたため、当初は事業に賛成でした。ところが、近所で火事があった時、消防自動車が道路に入って来て消火してしまいました。「狭くて消防自動車が入れない」は私たちに恐怖を与えましたが、それは嘘でした。そのことを市に尋ねたところ、「消防ホースの届かない家は一軒もない」との答えでした。嘘について恐怖を煽り、事業に同意させる。卑劣な詐欺師の手口をそこに見ました。</p> <p>詐欺が言い過ぎというなら、西口が安全でないことを実証して下さい。この30年の間に『災害』で何人亡くなっていますか？亡くなった理由は西口の「街並み」のせいですか？「スプロール化現象」とやらで何人亡くなっていますか？何人負傷しましたか？正確な数値を示してください。</p> <p>「まちの主役は住人」が民主主義社会</p> <p>『快適』かどうかは住んでいる住民が決めることです。以前、面会した都の局長とやらが、「区画整理でいい町が出来る」と言うので「いいか悪いか誰が決めるのか」と詰問したら、蚊の鳴くような声で「住民です」と答えました。町の主役は納税者住民です。</p> <p>住み慣れた街並みを壊すのは故郷の喪失であり歴史の否定</p>	<p>No. 10の回答のとおりです。</p> <p>なお、奥多摩街道については、都道でありますので、東京都に対し、歩道の整備に関する要望などを行っています。今後も引き続き、東京都に対する働きかけに取り組んでまいります。</p>

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

です。ましてや40メートル道路は、騒音、排気ガス、排気熱、振動、地域の分断等・・・、『快適』どころか不快そのものです。そんな迷惑道路のために土地をタダで出せというのは『受益者負担』ではなく、『被害者負担』です。

『発展』とか言いますが、一人暮らしの老人の土地をだまし盗って何が『発展』ですか？

「このまま静かに暮らしたい」という標語の看板が、ある老婦人の家に掛けてあります。多くの納税者住民はそう思っています。「住民に寄り添う」ということは、どうしたら納税者住民がそのまま静かに暮らせるか考えることだけです。老婦人が望みもしない『発展』のために犠牲を強いることではありません。人非人のすることです。

利権まみれ

都の局長に「この事業は官益事業だ。天下り先の公社を儲けさせるためだ」と言ったら、何の反論できませんでした。羽村市の元の助役に「土建屋を儲けさせるためか？」と訊いたら、「商店街と大土地所有者のためでもある」と答えました。並木前市長にも「公社への税金の横流しが日常業務になっている」と言ったら、「重いですね」とだけ言いました。否定できないのです。利権の追求がまずあり、端から西口に住む納税者住民の為の事業と思っていないのです。誰が協力できますか？

『安心のため・・・』と言いますが、我々納税者住民の安心を脅かしているのは、羽村市役所という名の詐欺集団の存在です。特殊サギより悪質です。（税金で食ってる奴らの悪巧み）

旧来からの道や農道が残っていて落ち着いた静謐な環境の地域

画家の東山魁夷は「古い道のない町は、思い出のない人と同じである」と言いました。古い道を尊重する心は郷土の歴史を尊重する心であり、軽んじる人はふるさとへの愛のない人です。

市長の家の周辺も、「旧来からの道や農道」が残っていて、古い曲がりくねった道が趣を与えていてふるさとの景色になっています。区画整理されたら永久に戻りません。西口地区も鎌倉街道や牛坂通りなどの「旧来からの道路や農道」が残

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

っているからこそ趣があり、よその町から来た人に「落ち着いた静謐な環境の地域」と言ってもらえるのだと思います。災害多発の日本列島の中で「安心・安全」なこの地に生まれ、住んでいられることは幸運なことと思っています。

並木前市長も住民との対話集会で、「住んでいるだけなら区画整理は必要ないと思うでしょう。反対する気持ちは分かる。私もここに住んでいたら反対するでしょう」と言いました。住むには安心安全で落ち着いた環境が西口地区です。

ふるさとに敬意のない「狭隘な道路」という表現

橋本市長の、「狭隘な道路」という表現。「隘路」と同意味でしょうから、岩波国語辞典で調べてみました。

「『隘路』 1、狭くて険しい道。特に大部隊などが通れないような狭い道。 2、物事をするのに妨げとなる困難、障害、難関」とあります。

「こんな所に人が住めるの？」って感じです。「半分狭隘な道路の町」は住みにくく、さぞや災害多発地区でしょう。火災があっても消防自動車は走るのが妨げられ、消火活動は困難、避難するにも障害ばかり……。延焼して大火災。多分たくさんの方が犠牲になっているはず。だから、ここ30年何件の火災があり？延焼で死亡者が何人出たのかを聞いているのです。知らないのですか？

そして当然、「危険な町」に住む住民の命を守るためには、他地区よりも頻繁に火災避難訓練を実施しているはず。一年に何回やり、ここ30年で何回実施しましたか？それも知りませんか？

また、宅地開発云々とありますが、家々は都市計画法や消防法に違反して建てられたのですか？市は「違法建築」を見過して来たと言うことですか？

市長の「認識」は30年前の市や「公社」の『西口認識』と同じです。我々納税者は半世紀以上都市計画税を払っています。それは都市整備のため（など）に使う目的税です。「良好な住環境の創出」のために税金を取り、結果「良好でない住環境を創出」したと言うなら、市は自らの無能・怠慢を白状しているに等しい。それとも都市整備に使わずに「など」に使ったのですか？都市整備をさぼっておきながら区画整理の口実に使っている。質が悪すぎて詐欺も底無しですね。

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

区画整理して商業を集積した結果、東京都指定の危険な地域を作ってしまった

都庁へ行って「危険な地域マップ」を見たことがあります。その地図によると西口は危険な地区に指定されておらず、羽村市で一番危険な地域は小作駅東口周辺でした。区画整理して商業を集積した結果、東京都指定の危険な地域を作ってしまったわけです。

また、市内を自転車で走っていて一番怖い道は奥多摩街道です。車道から狭い歩道に逃げてもトラックが肩越しに抜いて行く。風圧でハンドルが取られそうになります。ここをよく西小の学童を歩かせているなどと思います。「歩道の整備やバリアフリー化など歩行空間の整備」が急務です。

明確に語られた区画整理の目的

さて、並木前市長は「住んでるだけなら私も反対するだろう」と言った後、「しかし、市としては区画整理は必要だ」「市としてはやりたい。財政難は関係ない」と言いました。では、「住んでいるだけの人々」のためでない事業を「市としては」なぜやりたいのか？目的は何なのか？

それを明確に語ったのは井上元市長です。彼は理想とする羽村の未来図をイラストにして我々に示しました。ちょうど立川駅周辺のようなビルが林立する中をモノレールが走っている図でした。町を「発展」させるためにはモノレールを誘致し、40mの幹線道路と駅前広場を作り、商業を集積して大いに稼いでもらって、結果大いに税金を納めてもらう。市の言う「まちの発展」とはそれです。

では、広大な土地をどうして手に入れるのか？住民からタダで取り上げる。「住んでいるだけの人」からもタダで出してもらう。そして周辺にどいてもらう。それが区画整理事業です。

道路や公園などの土地を手に入れる方法には「買収方式」と「区画整理方式」があるそうです。我々は幾度となく都庁に出向きましたが、都の職員が皆「区画整理でやってほしい」と何度も言いました。彼らは「天下り」先の「公社」を潤わすことしか考えていない様子で、「公平な第三者」を期待していた我々が世間知らずでした。都庁からの帰り道で誰かれとなく言いました。「みんなグルだ」と。

アセスの住民説明会で当時の都市計画課長は、「モノレー

第六次羽村市長長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

ル建設と幹線道路建設のための用地の確保のための区画整理の説明会を開きます」と言いました。説明の中で「幹線道路迂回路されて住民が迷惑しているから必要だ」と言うので、ある住民が迂回路にされている住民が軒並み事業に反対している」と言うと、当時の都市建設部長が、「モノレール誘致には市民1万人の賛成署名がある」と答えました。つまり、「用地の確保」という区画整理の目的には市民も賛同する「大義」があるという訳です。それなら今も隠さずに一貫してその「大義」を言い続けるべき。

詐欺師は誰も「オレのために言ってんだよ」とは言いません。「あなたのために言うんです」と言います。真の目的である『モノレール誘致』『40m道路の建設』『商業施設の集積』『税金の取れる町づくり』『公社の利益』『土建業界の活性化』『大土地所有者』のためには住民も土地をタダで出しません。それらは「住んでいるだけの人のため」というより「オレ（市）のため」ですから。だからそれらは隠して「あなたのためにやるんです」「区画整理でいい町作ります。何しろあなたの町はこんなにひどい町だから」とことさら悪く言うわけです。それが「市長への手紙について」の中身です。

「嘘もある」ではなく嘘ばかり

以前、住民説明会で私が「消防車が入れないは嘘だ」と言ったら、当時の都市建設部長は、「ホースの届かない家はない。しかし、一台目の消防車を二台目が追い抜くためには道路は広くないといけない」と言いました。後日消防署に聞いたら、「火災現場をはさむように進路を選ぶので、二台目が追い抜くことはあり得ない」ということでした。つまり嘘でした。この嘘つき部長処分されると思いきや、後に助役に出世しました。嘘つきほど出世するのは羽村市役所の伝統のようです。

市長は「職員に元気がなくなっている」と感じていたようですが、職員も公僕であることを日々裏切って、嘘つき競争をさせられているのだから、元気がなくて当然です。

嘘が通用しないとみるや脅しにかかってきました。「交渉人」の件です。「市には金が無い」のに何ゆえに業務を委託するんですか？世間では金がないときは自分でします。よそに委託できません。これも都の「天下り機関」への税金の横流しですよ。「公社」を潤すための事業であることを証明し

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

てます。

その「公社」と市の職員がグルになって納税者住民に対して、「市には金が無いから、反対すればどんどん補償額は下がる」等、地権者に圧力を加えているそうです。残念ながら音声の録音はありませんが、後述するように間違った発言ではないようです。

検証を不可能にする公文書隠蔽

公文書を残すのは民主主義の基本です。羽村市の情報公開条例（目的）には「市民による市政への参加を促進し、市民の理解と批判の下に校正で透明な姿勢を推進することを目的とする」とあります。また、歴史の検証に耐えるためにも公文書の作成と保存と公開が不可欠です。「検証」と言っても、公文書を残さないのでは話になりません。検証不可能です。

羽村市は都合の悪いことは公文書に残しません。と言うより、残っていても『不存在』として開示しません。

その一つの例は、平成8年のアセスの説明会でのこと。区画整理事業が住民の生活環境にどう影響するか説明しましたが、説明の全てが公文書として残していません。（不思議なことに住民との質疑応答は公文書として残しています）これでは検証不可能です。市の言い分は、「課長の個人的な見解を述べたもので、市長の決裁もない」というものです。約80分の説明のすべてが「課長の個人的な見解」ということはあり得ません。それで説明会が成り立つとどうして言えるのでしょうか。

「災害に弱い町」に都市計画税を注がない羽村市

ここ半世紀、火災が何件あり何人死亡したか聞いても答えません。私の記憶ではここ半世紀西口地区で火災が4件ありました。死亡者はゼロ、延焼もゼロです。ゼロでは「災害に弱い町」の証明にならないので言えないのでしょう。

それでも「災害に弱い町」と言うなら防災訓練を頻繁に行っているか？と聞いても答えない。してないんです。「防災」を語る資格がありません。

先日NHKテレビの夕方の番組で、「羽田3丁目のまちづくり」を放送していました。役所と住民との話し合いを繰り返して、説得と買収で道路を拡張して行く様子を報じていました。

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

羽村とずいぶん違うなあと羨ましくなりました。

羽村市は、道路を拡張のためにセットバックの説得に努めているのでしょうか？その気配すら感じません。

例えば、近所に空き家があり、高さ 180cm で長さ 50m の古い塀に囲まれています。学童の通学路なので大地震の時は心配です。亡くなった地主さんも「この塀は古いから壊そうか迷っている」と言っていました。セットバックしてもらえれば「狭隘な道」でなくなるのに市は説得も何もしていないようです。

また、私の家から駅の方に 100m 行くと不思議な電柱があります。この電柱が道路を邪魔して約 4m の道路を 3m に狭めています。しかし市は土地の所有者を説得して電柱をどかす努力をしません。その努力をせず「狭隘な道路」を危険だとして区画整理の口実に使っているわけです。説得すべき土地は空き地で、しかも所有者は羽村市です。これだけ見ても羽村市は「狭隘な道路」の拡張に関心がないとしか思えません。

反 SDGs 事業

ミサワホームによると、木造アパートの耐用年数は約 30 年だそうです。

ところが、知人の N さんはアパートを建てて 10 年ほどで壊しました。区画整理がなければ壊さずに済んだでしょう。実にもったいない話です。

問題は区画整理の「補償」のシステムが「まだ使えるけど壊す」ことを促進します。「交渉人」が「反対すれば補償金が下がる」という意味は「反対しているうちに建物の評価額は年々下がるから、補償額は年々下がる」ということのようなのです。したがって「下がる前に壊したほうがいいですよ」という話になるわけです。

すなわちこの事業は、「物を大切に」「限られた資源、使い切るまで使おう」とすると損をし、使えるけど壊す方が得するというシステムになっています。反 SDGs のもったいない事業です。

SDGs に完全に反する事業です。

仮住まいの老後・仮住まいでの死はごめんこうむる

換地先に人が住んでいるのに家を壊させて、長期の仮住まいを強いています。老人もたくさんいます。そこで死なすん

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

	<p>ですか。よくそんなことができますね？</p> <p>オレオレ詐欺より悪質と言うのは以上の理由です。</p> <p>不要不急の詐欺事業を止めましょう。</p>	
22	<p>先に意見募集のあった第六次羽村市長期総合計画に係る羽村市基本構想（案）につきまして、令和3年7月29日付をもって同意することの意見書を提出したところであります。</p> <p>そしてこの意見書においては、今後、基本構想に基づく基本計画の策定にあたっては、「羽村駅西口土地区画整理事業の推進」を第六次長期総合計画における「基本計画」に継承していただきたく要請いたしましたものであります。</p> <p>しかしながら、この度示された「第六次羽村市長期総合計画（案）」によると、私たちが熱望する「羽村駅西口土地区画整理事業の推進」の文言が具体的に示されていないことから、以下に記載のとおり意見を提出します。</p> <p>第六次羽村市長期総合計画（案）のコンセプト別計画及び自治体運営の方針の施策1「快適な都市環境が整うまち」の項（P62）において、土地基盤施設の整備や良好なまちなみ維持等の取組みが示されています。</p> <p>しかし、具体的な取組みの方向性を掲げた「快適で生活しやすい環境の整備」の中においては、第四次及び第五次の基本計画に市の最重要施策に位置づけられている「羽村駅西口土地区画整理事業の推進」が具体的に示されておりません。</p> <p>羽村駅西口地区は、羽村の象徴ともいえる羽村堰に通じる市の玄関口として、事業のテーマである「美しく快適で住みよい安心安全なまち」の創出を土地権利者はもとより、多くの市民がその完成を待ち望んでおり、事業の着手から既に18年余が経過した今日にあって、脈々と事業が進められております。</p> <p>そこで「羽村駅西口土地区画整理事業の推進」を基本計画に明示するとともに、令和4年度を初年度とする前期実施計画の策定にあたっては、私たち羽村駅西口土地区画整理事業土地権利者の会の総意として、本事業の更なる推進を具現化されるよう要望します。</p> <p>以上、第六次羽村市長期総合計画（案）に関する意見といたします。</p>	No. 10 の回答のとおりです。

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

23	<p>この度羽村市長期総合計画審議会を経て「第六次羽村市基本構想」が示され、それに基づく第六次羽村市長期総合計画（案）が示されました。</p> <p>令和3年7月30日に第六次羽村市基本構想（案）に関する意見書の中にも述べておりますが、第六次羽村市長期総合計画の策定にあたりこの数年羽村市が取り組んできましたキルギス親善友好の輪（レガシー）をさらに継続的に推進し明日の羽村を担う子どもたちの為、国際交流の灯をともしていくことを要請いたしております。</p> <p>キルギス親善友好のきっかけとなったのはご承知の通り、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて羽村市がホストタウンとして承認され、キルギス柔道連盟とのキルギスにおける受入れ調印式がおこなわれ、私たち民間親善友好団が参画しました。</p> <p>羽村市のオリパラ準備室の並々ならぬご努力のおかげであります。先日準備室発行「羽村市取組報告書」の中で、【キルギス共和国との交流・国際感覚の醸成】が記載され、海外の都市との交流が少ない羽村市にとってこの一連の取り組みがかならずや明日の羽村の為に、大きな礎になることを確信しております。</p> <p>報告書の中で、令和元年7月のキルギス現地での事前キャンプの合意書締結式に羽村市—キルギス共和国友好親善ボランティア大使 三田りょう様のもと民間親善友好団として「市民有志の皆さんにも駆け付けていただきました」と紹介されております。（資料提供済）</p> <p>羽村市柔道会の子どもたちがキルギス共和国の柔道選手と実施したオンラインでの交流等、今後もこれまでに紡いだ糸を切らすことなく、市民の皆さんの交流を後押ししていく等交流の充実に取り組んでいく予定です」と明記されております。</p> <p>ここであらためて、第六次羽村市長期総合計画の策定にあたりこの数年羽村市が取り組んできましたキルギス親善友好の輪（レガシー）をさらに継続的に推進し明日の羽村を担う子どもたちの為、国際交流の灯をともしていくことを要請し、実施計画の中に、羽村市のキルギス親善友好の窓口を設けていただきたくお願いする次第です。</p> <p>以上、第六次羽村市長期総合計画（案）に対する意見書といたします。</p>	<p>第六次羽村市長期総合計画では、コンセプト「自分らしく生きる」、施策1「性別や国籍に関わらず、多様な価値観を認め、尊重するまち」において、国際理解・多文化共生の推進に取り組む方向性を掲げています。</p> <p>また、コンセプト「成長をはぐくむ」においても、施策3「地域で学び、つながり、活かすことができるまち」、取組みの方向性2「交流を通じた学びの創出」を掲げ、さまざまな国や地域との交流・連携を通じて自らの学びを深化させることに取り組むこととしています。</p> <p>基本計画は、基本構想に掲げた将来のまちの姿を実現するため、計画期間内に市が進める施策ごとの取組みの方向性を定めるものであり、個別事業については、毎年度策定する実施計画に位置付けていくこととしておりますので、いただいたご意見につきましては、1つのご意見として承ります。</p>
----	---	--

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

24	<p>平成 31 年に東京地方裁判所は、羽村市に対し「羽村駅西口土地区画整理」の資金計画及び事業施行期間において、違法・取り消しを免れないとの結論を申し渡したのに対し羽村は上告、現在は高裁で係争中。</p> <p>違法・取消とされた事業をなし崩しに進めるのに反対。</p> <p>「相互の連携・協力による災害に強いまち」の関連計画として西口区画整理事業が挙げられているが、家屋の移転・反対者に対する恫喝又換地が他の者の宅地に重なる等でコミュニティが破壊されつつあり、正に題目と逆さになっている。</p> <p>当初の計画ではとくに終わっているはずの事業が未だ見通しも立たず、清算金も額が全く分からない。年寄はどんどん死んで行く。市は次世代に負担を押し付けるのか。</p>	No. 10 の回答のとおりです。
25	<p>現在工事中の羽村駅西口の区画整理に反対の立場から申し上げます。</p> <p>私は区画整理によるまちづくりのことを五の神の方で当時苦勞している方から知らされていましてこの計画が私たちに知らされてすぐからご近所の奥さんたちに「どう思う？」と伺いました。その最初に隣の奥さんが「どうしてそんなむだするの！！」と言った言葉です。私も「そうなのよ」と言いました。今から 30 年近く前のその頃でも人口は減少しつつあり（近くの小学校でも新入生のクラスが 1 つ減り又私の家の周りでも家族が増える様子はありませんでした。）又商工業も衰退の様子でした。そのようなときに個人の負担の大きい「バカデッカイ道路」をつくるこの事業に反対してあらゆる機会に又あらゆる方法で市に訴えてきました。前市長の「市長とトーク」にも行ってご近所の奥さん方のこと「皆んなそれぞれ苦勞を抱えくらしています」と私の考えと共に伝えもしました。その後の川崎西町内会は代わってしまい親しい友人・知人が 4 名も他の市に転居してしまい、又多摩川べりへの散歩に楽しんだ東小南門のまわりの路や住宅がかわってしまい本当に残念です。私は夫亡きあと夫が努力して得たこの家を守ることを大きな仕事としてきました。</p> <p>区画整理には多くの問題がありますがその一つが清算金のことです。最近埼玉県入間市の区画整理で事業のあとで大金の清算金の請求があって地権者が大さわぎしていることを TBS・テレビ朝日で何回も取上げていました。私も 25 年位前のことですが知り合いの人が 60 代の中頃の人で一度仕事をやめて家庭に入られたのに又働いているので「あら又働く</p>	No. 10 の回答のとおりです。

第六次羽村市長期総合計画（案）の意見公募手続の結果について

<p>の？」とたずねた所「羽ヶ上区画整理で一応おちついたので長いこと姑さんに家を守ってもらって働いてきたので仕事をやめたけれど、おもいがけない大金の清算金の請求で又姑さんにさみしい思いをさせてしまうの」と言って又数年働いていた知人もおります。私の家にとってよいことは一つも無いのにいくらなのかいつ払うのかがわからない清算金のこと一つとってもとても協力できません。市にとってはもっと大変なことです。傷が少しでも浅い内に中止してください。</p>	
---	--